

平成 30 年 5 月 22 日

「創立百周年記念」ロゴマークの使用規程

公益社団法人全国工業高等学校長協会

【1】趣旨

大正 9 年（1920 年）3 月 15 日に、公益社団法人全国工業高等学校長協会（以下、「本協会」という）の前身である大阪府立商品陳列所の中に商工中心会が発足した。大正・昭和・平成と時代の荒波を乗り越えて、きたる平成 31 年（2019 年）に創立百年目を迎える。

これを記念して別紙に示す「創立百周年記念ロゴマーク」（以下、「ロゴマーク」という）を制定した。本規程はロゴマークを使用する際の取扱いに関し、必要な事項を定める。

【2】ロゴマークに関する権利

ロゴマークに関する一切の権利は、公益社団法人全国工業高等学校長協会に帰属する。

【3】使用目的・使用の登録

・ロゴマークは、本協会会員校の全生徒にデザイン募集を行い、創立百周年記念事業実行委員会で決定したものである。本協会の創立百周年を祝うという基本的な考えを踏まえた取組において使用する。

・ロゴマークを、本協会の会員校が使用する場合、必ず学校名・校長名・担当者名及び使用方法と使用期間を事務局のメールアドレスに送信する。このメール送信をもって、次のことに使用できる。【ロゴマークの利用期間は、2018 年 5 月 22 日から 2021 年 3 月 31 日までとする】

- ①校長等の名刺への印刷
- ②学校のホームページへの掲載
- ③学校紹介用のパンフレットやポスター
- ④文化祭・学校説明会・公開授業・地域連携事業等の学校行事
- ⑤その他、学校長が適切と認めたもの

・ロゴマークを会員校以外の個人・団体が使用する場合は、使用開始前に本使用規程に同意のうえ、必要事項を記入した使用申請登録書を事務局のメールアドレスに送信し、本協会の許諾を受けなければならない。本協会の許諾後にダウンロードして使用することができる。

・ただし、次の場合には使用を認めない。

- ①本協会の目的を害する虞がある場合
- ②特定の思想・宗教の活動に利用される虞がある場合
- ③特定の商品等の品質や安全性を保證する目的で利用される虞がある場合
- ④「創立百周年記念事業」の正しい理解を妨げる虞がある場合
- ⑤法令又は公序良俗に反する虞がある場合
- ⑥その他、本協会が不適切と判断する場合

・ロゴマークの電子データ（PDF）は、本協会のホームページで提供する。

【4】 遵守事項

ロゴマークを使用する者（以下、「使用者」という）は、次に掲げる事項を遵守すること。

- ・本協会に届け出た使用目的のみに使用すること。
- ・本使用規程に則って使用すること。

【5】 使用の管理等

本協会は、使用者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又はロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。本協会が提出を求めた場合は、すみやかに求めに応じなければならない。

【6】 使用の差し止め

本協会は、ロゴマークの使用に関し、次に掲げる場合に該当すると認められる場合、ロゴマークの使用を差し止めることができる。

- ①遵守事項に違反した場合
- ②使用申請登録書の内容に虚偽の記載があった場合
- ③使用者が法令に違反した場合
- ④その他、本協会が不適切と判断した場合

【7】 使用料

ロゴマークの使用は、無料とする。

【8】 事故・苦情等の処理

ロゴマークを使用した物、施設、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、本協会はロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

【9】 使用規程の改定

本使用規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

【10】 問い合わせ・ロゴマーク事務局

公益社団法人全国工業高等学校長協会附属工業教育研究所 ロゴマーク係
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-8-1 電話03-3261-1500

E-mail kenkyujo@zenkoukyo.or.jp

HP <http://zenkoukyo.or.jp/>